

原木しいたけ生産再開に向けた 取り組みについて



原木しいたけ生産者 熊谷 幸夫

県内の原木しいたけ出荷規制状況

露地→21市町村で制限, 施設→1村で自粛



H24年4月, 仙台市
原木しいたけ(露地栽培)
出荷制限指示

S51年から原木しいたけ
栽培に従事, この道40年

原木しいたけ出荷制限解除のルール

◆ 解除の単位

- ・同一の生産管理単位(ロット)での解除
→ 栽培する場所、原木の産地、植菌時期など

◆ 解除の要件

- ① 適正な栽培管理を実施していること
 - ・・・ 県が確認調査を実施
- ② 検査結果が安定して基準値を下回ること
 - ・・・ きのこと及びほだ木を各々3検体以上測定
- ③ 生産者台帳や出荷体制管理が確立されていること
 - ・・・ 栽培管理合格者を認証生産者として登録
出荷の際には出荷前検査や定期検査を実施

解除に向けた栽培管理のポイント

【Step1】 安全な再開場所の確保

【Step2】 安全な原木の確保

【Step3】 安全な生産管理(植菌)

【Step4】 安全な生産管理(伏込)

【Step5】 きのこ・ほだ木の検査

安全な再開場所の確保



汚染ほだ木の撤去・集積



空間線量測定

